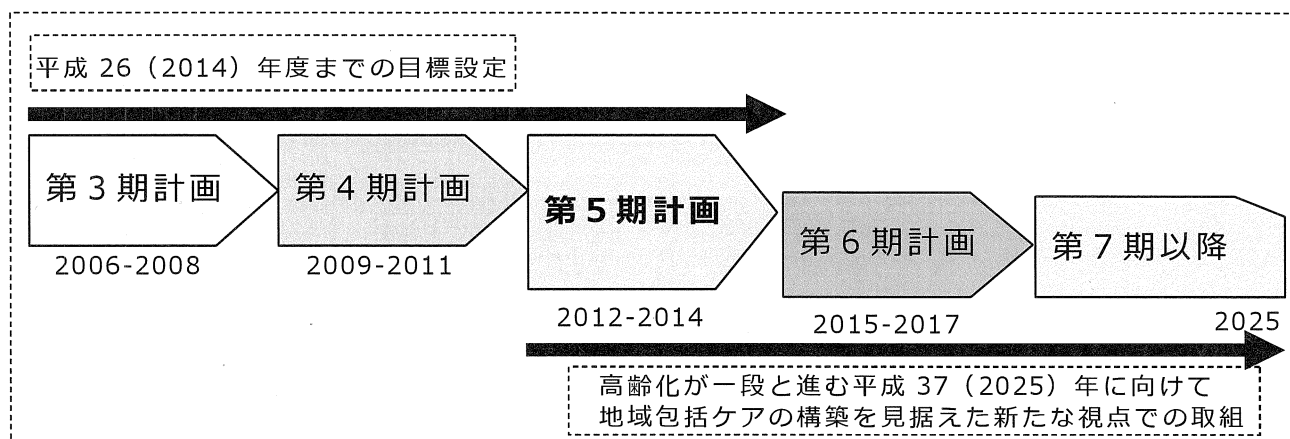


## 1. 地域包括ケアシステム（社会保障・税一体改革における介護の将来像）を踏まえた第5期介護保険事業計画の実施について

第5期介護保険事業計画（以下「第5期計画」という。）においては、先般の全国部局長会議等で示したとおり、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画であるとともに、各自治体の高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる

- (1) 認知症支援策の充実
- (2) 医療との連携
- (3) 高齢者の居住に係る施策との連携
- (4) 生活支援サービスの充実

といった重点的に取り組むべき事項を、地域の実情に応じて選択して位置づける等、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタートする時点（計画）にもなっている。



また、今般の社会保障・税一体改革においては、高齢化が一段と進む2025年に、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を実現すべく、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステムの構築に取り組むこととされている。

<今後のサービス提供の方向性>

- ① 在宅サービス・居住系サービスの強化
  - ・ 切れ目のない在宅サービスにより、居宅生活の限界点を高めるための24時間対応の訪問サービス、小規模多機能型サービスなどを充実させる。
  - ・ サービス付き高齢者住宅を充実させる。

② 介護予防・重度化予防

- ・ 要介護状態になる高齢者が減少し、自立した高齢者の社会参加が活発化する介護予防を推進する。
- ・ 生活期のリハビリテーションの充実を図る。
- ・ ケアマネジメントの機能強化を図る。

③ 医療と介護の連携の強化

- ・ 在宅要介護者に対する医療サービスを確保する。
- ・ 他制度、多職種チームケアを推進する。
- ・ 小規模多機能型サービスと訪問看護の複合型サービスを提供する。
- ・ 退院時・入院時の連携強化や地域における必要な医療サービスを提供する。

④ 認知症対応の推進

- ・ 認知症に対応するケアモデルの構築や地域密着型サービスの強化を図る。
- ・ 市民後見人の育成など権利擁護の推進を図る。

第5期計画については、地域包括ケアシステムの構築を見据えた新たな視点での取組をスタートする時点（計画）にもなっており、各自治体において、社会保障・税一体改革が目指す「地域包括ケアシステム」を念頭に、第5期計画の達成状況を適宜把握・検証していくことが重要となってくる。

